

## 令和2年 第3回 三朝町教育委員会 定例会 議事録

開 会 日	令和2年3月26日(木曜日)
開 催 場 所	三朝町役場 第3会議室
出 席 者	西田寛司教育長 芦田準子委員、大丸満壽委員、塩谷俊樹委員、石田仁樹委員
欠 席 者	なし
説明等の出席者	藤井教育総務課長、佐々木社会教育課長、馬野社会教育課参事、小谷指導主事、 角田教育総務課長補佐
報 告 事 項	令和元年度準要保護児童生徒の認定について 令和2年度準要保護児童生徒の認定について 令和元年度通級指導教室の指導終了及び継続希望について 1学期春のふれあい運動について 新入学児童への防犯ブザーの頒布及び交通安全啓発品の贈呈について 新型コロナウイルス感染症にかかる対応について 三朝町立小中学校におけるGIGAスクール構想の実現に向けた計画書について
議 事	議案第6号 三朝町立共同学校事務室運営要綱の制定について 議案第7号 三朝町立小・中学校管理規則の一部改正について 議案第8号 三朝町立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則の制定について 議案第9号 三朝町立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針の策定について 議案第10号 三朝町教育委員会事務局組織規則の一部改正について 議案第11号 三朝町教育委員会事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部改正について 議案第12号 令和2年度小中学校職員等の配置について 議案第13号 三朝町教育委員会事務局職員の人事(出向)について 議案第14号 三朝町教育委員会事務局職員の任命について 議案第15号 令和2年度小中学校医等の委嘱について 議案第16号 名勝及び史跡三徳山・名勝小鹿溪保存活用計画策定委員会設置要綱の制定について 議案第17号 三朝町社会教育委員の委嘱について
協 議 事 項	三朝町教育大綱の改訂にかかる骨子案及び素案について 三朝町次世代育成・女性活躍推進特定事業主行動計画の策定について

そ の 他

会 議 の 内 容

- 1 開 会 午後1時30分  
教育長 定刻になりましたので、令和2年第3回定例会を開会します。
- 2 前回議事録の承認 前回の議事録承認につきましては、大丸委員と塩谷委員に確認をしていた  
だいております。
- 3 議事録署名委員の指名 本日の議事録署名委員は塩谷委員、石田委員を指名いたします。
- 4 報告事項  
教育長 最初に私の方から報告させていただきます。とりあえずコロナの関係で、  
学校を3月9日から休業にさせていただきました。校長会でお話し、卒業式についても小学校を19日の予定を10日に繰り上げさせていただいて、それぞれ短縮した格好で来賓もなしということで、町長と教育長が参加して、卒業生と卒業生の保護者と教職員で行わさせていただきました。学期ごとの終業式、学年末には修了式ということで学校で行事がされるんですけど、それについては、こういうご時世ですから、決めた時点ではしないとさせていただいて、24日から今日まで、通信簿の裏が修了証書にもなっていて、その配布と、教職員の内示もありましたので挨拶状をつけて、あとコロナウイルスの関係のこともつけて配っていただいています。明日には全員取りに来られたか確認しないとイケませんが、そのようなことです。それから、明日には県の市町村教育長会で新学期からの対応について考えようという会があります。それに合わせて、午後に臨時に新任の校長にも来てもらって、春からの打ち合わせをします。お話ししてみないとわからないですが、入学式をどの程度規模を縮小するのか、今は通常通りで向かってはどうかと思っておりますが、来賓とか少し人数を減らして、東京都知事も言っていました3つの密のどれかが欠けるような格好で感染しない手立てをしたいという思いでおります。後ほどまた報告の中でありますが、タイの日本人学校から帰ってこられる方が1人あって、その対応でバタバタしていたということもあります。以上を私の報告とさせていただきます。それでは教育総務課から報告をお願いします。
- 事務局 (資料に基づき行事予定を報告)
- 事務局 (1) 令和元年度準要保護児童生徒の認定について  
(資料により説明) 個人情報であり詳細は非公表
- 事務局 (2) 令和2年度準要保護児童生徒の認定について  
(資料により説明) 個人情報であり詳細は非公表
- 事務局 (3) 令和元年度通級指導教室の指導終了及び継続希望について  
(資料により説明) 個人情報であり詳細は非公表
- 事務局 (4) 1学期春のふれあい運動について (令和2年度 大人の背中運動実施計画)  
(資料に基づき説明)
- 教育長 「ノーテレビデー」は議会で議決された呼称なので引き続き使います。内容的にはノーメディアということで推進していきます。
- 事務局 この点についてはどうでしょうか。呼びかけはどこにしますか。  
事務局、PTA、保育園、保育園の保護者会長、民生児童委員、各地域協

議長です。

教育長  
事務局

主に学校の前と、大瀬と本泉の交差点くらいですかね。

昨年度途中から事務局と学校関係は学校の前で大人数でしてもらおうということにしています。ただ地域協議会長や民生委員さん方は家の近いところでいただいているところです。

教育委員  
事務局

メディアというのはどういう範囲を示しますか。

昨年も行いましたが、LINEですとかソーシャルメディアなど広い範囲になりますが、テレビだけにはこだわらずにということで取り組んでいます。

教育長

補足すると、音楽を聴くためのプレーヤーでもインターネットのwi-Fiを使ったりしてゲームができてしまうんですよ。本来はテレビだけで考えられた時代の背景があって、そこで頑張ろうとしたんですが、ほかの物が入ってきて、議論としては「ノーメディア」、メディアの使い方を考えましょう、メディアを使わない日を作りましょうというキャンペーンだったのです。ところがそうもいかない世の中になってきて、今は学校でスマホやタブレットを使う時代になってくると「正しく上手に使いましょう」、付き合い方という風に変えてこないといけないということで、メディアとの接し方について考えるという意味で、キャンペーンとしては「ノーメディア」ということで、これは議会で議決されていますからそういう文言ですけれど、中身としては「すべてのメディアとの付き合い方」、どうかするとリテラシーみたいなところまで突っ込んだ話をしないとイケないというのがありますが、最近取組みの強さが無くなってきていて、考えないとイケないという風には、私個人は感想を持っています。

教育委員  
教育長

家庭ではそこまで理解してないと思います。

一時は「ノーメディア」の時に家庭でノートをつけて話し合ったりして、学校でチェックをするなどそういうキャンペーンをしっかりとっていた時期がありました。20年くらい前になりますが、そのころからスタートしていて。最近そこが緩くなっているの、何かまた方法を考えさせてもらったらと思います。

教育委員

3番のノーテレビデーのことに、「その文言は議会で議決されたからこれを使う」と言われましたが、議会の議員の方に聞いたら、「教育委員会として今はノーメディアということだから、文言を変えたかったら議会でそう挙げてきたら簡単に変わる」という風に言われたんですけど、そういうことを教育委員会で挙げていくということは無いですか。前も言ったと思いますけど。

教育長

私の感想ですが、議会の議決ですから、「変えてください」と言うとする町民…。

教育委員  
教育長  
教育委員

「そういう手続きをすれば変わる」と議員の方が言われたんですけど。

そうですか。どなたですかね。手続きの方法を聞きたいと思いますけど。

もしもできるなら変更する。やっぱり「ノーテレビ」では時代とはかなりかけ離れた、10年20年前の話になるので、やっぱりやる以上は議会の方にも理解していただいて、町全体で取り組むという触れ込みじゃないと。「ノーテレビデー」ではちょっとそれは…。

教育長

わかりました。議会に手続きの方法を聞いて、議会の方に提出する趣意書等を教育委員会でまとめて出すということで、研究させてください。

教育委員  
教育長

お願いします。

他はどうでしょうか。無いようでしたら続いてお願いします。

事務局

(5) 新入学児童への防犯ブザーの頒布及び交通安全啓発品の贈呈について  
(資料に基づき説明)

それと、今日文書が来たんですけれども、防犯協議会、少年健全育成指導等連絡会、少年補導センターの連名で、防犯チラシと、それに加えて鉛筆が新しい1年生に配布されるということがありますのでご報告します。

教育長  
事務局  
教育長

それはもう学校に行ってますか。

3月下旬と書いてありますので、まだ確認しておりません。

この件はよろしいでしょうか。では続いてお願いします。

(6) 新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

事務局

(資料に基づき説明)

この文書に沿ってチェック又は対応を校長会等で協議をして進めたいと考えておりますので、ご報告します。

教育長

これについては、明日の臨時校長会でお示しして、このようなことを再開に当たってチェックしていただくということと、学校内で感染者が発見されたときはこういう対応ですよと。いったんはこれですけど明日の会議でまた新しい方針が出れば、それに差し替わるということをご承知おきください。続いてお願いします。

令和2年3～4月の報告及び取組について（社会教育課）

事務局

(資料に基づき説明)

3月4月のイベント等は軒並み中止、延期となっております。なお、4月19日計画されておりました御幸行列三朝温泉大回りにつきましては、延期ということで、10月に実行委員会を開催し、来年の4月にできるかどうかを協議するということのようでございます。いろいろなイベントが中止した関係で、まだ4月の行事につきましては日程調整ができていない状況です。以上です。

教育長  
事務局

続いて図書館お願いします。

(資料に基づき説明)

移動図書館車の日程を中心に記載しております。今月の特集として、春のこども読書キャンペーン（4/4～5/27）、過去から読み継がれた本100冊を平並べにして紹介します。あと大人向けには4/23がサン・ジョルディの日として本を送る日ととらえられています。それにちなんで「あなたに贈りたい本」ということで、「新たな一步を踏み出した様々なシーンに、心に刺さる一冊」ということで、職員が選書してテーマで特集します。以上です。

教育長

社会教育課、図書館の報告がありました。何かご質問があればお願いします。よろしいでしょうか。そうしますと報告事項は以上で終わります。議事の方に移りたいと思います。

事務局

すいません、もう一つ。

(7) 三朝町立小中学校におけるGIGAスクール構想の実現に向けた計画書について

(資料に基づき説明)

こちらにつきましては、国の補正予算でGIGAスクール構想に関する取組がなされております。各市町村でも計画書の作成が義務付けられておまして、国が示したひな型に沿って三朝町としての計画書を作成したものでございますので、ご報告します。

教育長  
教育委員  
教育長  
事務局  
教育委員  
教育長

報告事項について、全体で何かありましたら。

これもできたという報告ですか。

案です。成案になるのはいつですか。

現在起案中です。町長部局の起案ができればそこで成案になります。

わかりました。ありがとうございます。

そうしますと、報告事項は以上で、議事の方に移らせていただきます。

5 議事

議案第6号 三朝町立共同学校事務室運営要綱の制定について

議案第7号 三朝町立小・中学校管理規則の一部改正について

教育長

議案第6号 三朝町立共同学校事務室運営要綱の制定について、説明をお願いします。

事務局

(資料に基づき説明)

関連しますので次もよろしいでしょうか。

教育長

関連するということで、議案第7号 三朝町立小・中学校管理規則の一部改正についても一緒に説明させていただきたいということでお願いします。

事務局

(資料に基づき説明)

先程の共同事務室の設置に伴い、三朝町立小・中学校管理規則の一部改正が必要になってきましたので、共同学校事務室の運営及び事務に関しての必要な事項を定めるものでございます。またそれに加えて、学校に置くことができる職員に、部活動指導員を令和2年から配置することにしておりますので、その部分についても改正をするものでございます。

教育長

規則改正については共同学校事務室を新たに設けるということと、部活動指導員を新たに設けるということです。これに伴って共同学校事務室の運営要綱を作成する必要があったので作成したということです。この2つの議案についてご意見・ご質問があればお願いします。

教育委員

(意見等なし)

教育長

特に無いようですので、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

教育委員

(同意)

教育長

それでは原案のとおり議案6号と7号は承認されました。

議案第8号 三朝町立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則の制定について

教育長

続いて議案第8号 三朝町立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則の制定について、提案をお願いします。

事務局

(資料に基づき説明)

教育長

超勤4項目というのは20ページの下の方に※であるように、生徒の実習関連と学校行事・職員会議・災害等での緊急対応が4項目でありまして、その時は超勤を認めると。それ以外は週45時間・年間360時間で上限を定めると。規則の方ではそうはいつでも緊急時があってもこれ以上にならないようにというのが100時間と720時間というので、さらに上にも例外規定の上限も決められたと。「給特法」という風にマスコミで言われますけど、それが定められたために三朝町においても教育委員会規則を定めなければならないということで今回提案をされたということです。何かご質問がありましたら。

教育委員

今の職員はどのくらいの時間外勤務をやっているのですか。実態をちょっと。

事務局

小学校で昨年10月の調査で1か月の平均が36~38時間のあたりだったと。中学校で40時間を超えるくらいでした。

教育委員

ありがとうございます。

教育長

参考までに言うと、やっぱり上学年の担任の先生たちは多めになっています。それが傾向です。6年生、3年生の先生はどうしても業務が多くなっている。他はいかがでしょうか。

教育委員

(意見等なし)

教育長 そうしますと、今提案しましたとおり、原案のとおり承認されたということで、よろしくお願いします。

議案第9号 三朝町立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針の策定について

教育長 続いて、議案第9号 三朝町立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針の策定について、提案をお願いします。

事務局 (資料に基づき説明)

先程の上限時間に加えて、実効性の担保でありますとか、留意事項等が加わったものを指針として策定したいというものでございます。よろしくお願いします。

教育長 この件についてご質問・ご意見がありましたらお願いします。

教育委員 「出退勤管理システム等」というのは、今は何かあるんですか。

事務局 朝学校に出勤されたら、それ用のパソコンがありますので、そこに自分の番号を打ち込んで出勤時間を打刻する。帰る時も同じようにそれを打って退勤するという形になります。

教育委員 打ったら退勤したことになるわけだ。

事務局 はい、そうです。

教育委員 今後もそれを使って管理すると。

事務局 はい、とりあえず今のシステムを使ってとは考えております。

教育長 補足しますと、県立高校はICタグで、事務室の前に感知する物があって、その前を通過して、帰る時もその前を通れば打刻されるんですけど、部活動とか校外で出張している人については、翌日今のように打刻、数字を打ち込んでいくわけです。文科省はIC管理と言いますかデジタル管理しないと有効でないという判断で、ICカードじゃないとダメと言ってたんですけど、今はパソコンで一括管理するのはそれに相当するということで認められた方法になっていますので、今の小学校・中学校でやっている方法で異論はないということで、当分の間、設備が整うまではこの方法でいくと。さっき事務局が説明した方法でまとめられたのが、さっきの超過勤務をどれくらいしているかということです。ですのでおっしゃるように嘘をつけば嘘の数字になってしまうというところはあります。

教育委員 超えるような数字が出る学校というのは良くないでしょう。超えないような数字を出してくるということも…。

教育長 あり得ます。もう一つ、そこに管理するのは警備会社と契約している校長室とか職員室とか施錠の分がありますので、その日の上限はそこだと。鍵を閉めたとき、開けた時の上限はそこにありますから、その照らし合わせを学校の方でもらわないと厳格にはできないと。ただ、学校外での勤務の時の把握が非常に難しいというところがあります。

教育委員 基本的には教職員の健康管理、それの方が基本になるだろうから、嘘をつこうがつくまいがいいんだろうけれども、そこで教職員が疲弊したりとか、病気になったりとかないように、ちゃんと目を配らせないといけないのではないかなと。

教育長 では、付け加えて言うと24ページの下の方の留意事項の中に、とりあえずメンタルチェックだけは、ストレスチェックというアンケート用紙のような格好でも、新年度から実施できたらということで、この方針の中に入れさせてもらっています。もう少し進むと産業医の指導というのがまた必要になってくるんですけど、そこはちょっとまだ整ってないですよ、そこまではそれを整えようとしています。

教育委員  
教育長

国は入らないといけないんですか。

国といえますか、法律で50人以上の事業所はすべて入らないといけないようになっていますので、三朝町役場も入っています。産業医はちなみに湯川先生にお願いしています。とらえ方によると中部全体の教育局の中で学校職員は、そういう事業所だととらえると「局でやってください」という話はずいぶんしましたが、なかなか。「それは町村ごとで」という、「学校単位で」という。学校単位になると50人未満になりますから必要ないということになってしまうんですけど、そのあたりがもう少し県とも話をしながらというところ、そういう課題はありますけど、当面この方針に基づいて、これを実現していくということに努めてまいりたいという考えです。他はどうでしょうか。よろしいですか。

教育委員  
教育長

(意見等なし)

そうしますと、ただ今提案しましたとおり、原案通りでよろしいでしょうか。

教育委員  
教育長

(同意)

それでは原案どおり承認ということで。

#### 議案第10号 三朝町教育委員会事務局組織規則の一部改正について

教育長

続いて、議案第10号 三朝町教育委員会事務局組織規則の一部改正について、提案をお願いします。

事務局  
教育長

(資料に基づき説明)

補足しますと、人事の関係は、教育委員会には実はあっていないようなもので、係クラスの編成は機構改革にあたりませんので、人事発表があると係の名前が変わったりして、それでこの度は社会教育係と文化財係を合わせて教育文化係に名前が変わったということで、それを受けて教育委員会規則を修正する必要があったと。それで急遽修正と。後ほど人事のことは説明があると思いますけど、そういうことでの改正になります。

教育委員

じゃあ人事が発表されると変わる可能性があるということですか、係の名前が。

教育長

そうです。だから機構改革するときに課の名前が変わったりしましたでしょ、今まで。機構改革の場合は議案として3月議会に出されるからわかるんですけど、係くらいになるとわかりません。人事権と予算権は教育委員会を持ってませんから、ふたを開いたときにわかると。そういうことです。何かご質問・ご意見がありましたら。

教育委員  
教育長

わかりました。

ご意見・ご質問がなければ、原案通り承認ということでよろしいでしょうか。

教育委員  
教育長

(同意)

それでは原案のとおり承認ということで。

#### 議案第11号 三朝町教育委員会事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部改正について

教育長

続いて、議案第11号 三朝町教育委員会事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部改正について、提案をお願いします。

事務局  
教育長

(資料に基づき説明)

そのあたりはまた後ほど人事のところではわかると思いますけど、この点について何か。

事務局                   もう少し説明させていただきます。今までの社会教育課長の決裁区分に加えて、参事が決裁の専決を持っていた図書館に関する部分でいきますと、33ページの右側の(21)以降、図書館長の公印の管理から、図書館に関する部分の専決事項が、社会教育課長の方に移動したものでございます。

教育長                   ただいま説明がありました、規程の改正について、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

教育委員               これも参事という立場がなくなったからこういうふうに改正しないといけないということですよ。

事務局                   はい、そういうことです。

教育委員               はい、わかりました。

教育長                   他にはどうでしょうか。よろしいでしょうか。

教育委員               (意見等なし)

教育長                   そうしますと、原案のとおりご承認いただけますでしょうか。

教育委員               (同意)

教育長                   そうしますと原案のとおり承認されました。

#### 議案第 12 号 令和 2 年度小中学校職員等の配置について

教育長                   続きまして、議案第 12 号 令和 2 年度小中学校職員等の配置について、提案をお願いします。

事務局                   (資料に基づき説明) 個人情報であり詳細は非公表  
(原案どおり承認)

#### 議案第 13 号 三朝町教育委員会事務局職員の人事(出向)について

教育長                   続いて議案第 13 号 三朝町教育委員会事務局職員の人事(出向)について、提案をお願いします。

事務局                   (資料に基づき説明) 個人情報であり詳細は非公表

教育長                   解禁日というのは、要は新聞に発表されるのがそこまで出ないということですので、一つよろしくお願ひしたいと思ひます。この人事について町長から意見を求められて、意見を町長に言うんですけど、どうも変わりませんので、これについては、ご質問なりを伺って、それで終わりたいと思ひますが、いかがでしょうか。

教育委員               変わらないんですか、意見を言っても。

教育長                   変わらないです。

教育委員               人数が減ったということですか。

教育長                   それは次のページとの関わりがあるので。

#### 議案第 14 号 三朝町教育委員会事務局職員の任命について

教育長                   そうしますと、続いて議案第 14 号 三朝町教育委員会事務局職員の任命についてお願いします。

事務局                   (資料に基づき説明) 個人情報であり詳細は非公表

#### 議案第 15 号 令和 2 年度小中学校医等の委嘱について

教育長                   続いて、議案第 15 号 令和 2 年度小中学校医等の委嘱について、提案をお願いします。

事務局                   (資料に基づき説明)

教育長                   ではこの委嘱についてご意見がある方は、どうでしょうか。



教育委員  
事務局  
教育長  
教育委員  
教育長  
教育委員

この報酬のところは線が引いてあるのはどういう意味ですか。  
それから上の方は年間の額で、耳鼻科と眼科については学年ごとの診察になっていたと思います。児童数の変更によって単価で掛けるということです。  
報酬は1校あたりに101,000円と、子供が何人いるかによって110円×人数で合算したものを支払うと。下の2つについては子供の数×単価で支払うということですよ。

わかりました。理解できました。ありがとうございます。  
他はいかがでしょうか。  
(意見等なし) (原案どおり承認)

議案第16号 名勝及び史跡三徳山・名勝小鹿溪保存活用計画策定委員会設置要綱の制定について

教育長  
事務局  
教育長  
教育委員  
教育長  
教育委員  
教育長

議案第16号 名勝及び史跡三徳山・名勝小鹿溪保存活用計画策定委員会設置要綱の制定について、事務局提案をお願いします。  
(資料に基づき説明)  
計画策定委員を設置するための要綱ということで提案がありました。何かご質問・ご意見がありましたらお願いします。  
(意見等なし)  
特に意見が無いようですので、原案どおり承認してよろしいでしょうか。  
(同意)  
そうしますと、原案どおり承認となりました。

議案第17号 三朝町社会教育委員の委嘱について

教育長  
事務局  
教育長  
教育委員  
教育長  
教育委員  
教育長

続いて、議案第17号 三朝町社会教育委員の委嘱について、提案をお願いします。  
(資料に基づき説明)  
今、社会教育委員の委嘱について提案がありました。2か年の任期ですね、令和2年・3年度ということで提案がありました。このことについて何かご意見がありますでしょうか。  
(意見等なし)  
特にありませんか。そうしますと原案どおりご承認いただけますでしょうか。  
(同意)  
それでは原案どおり承認されました。以上で議事の方は終了とします。

6 協議事項

三朝町教育大綱の改訂にかかる骨子案及び素案について

教育長  
事務局  
教育長  
教育委員

それでは三朝町教育大綱の改訂にかかる骨子案及び素案について、説明をお願いします。  
(資料に基づき説明)  
そうしますと、事前に送らせていただいていたかと思いますが、ご意見を最初に伺ってそれをまた反映させて次回にでも、ということにさせてもらいましょうか。ではご意見がありましたら。順次言ってもらってもいいですが、委員の方から順次でも。お気づきの点があったら。  
この中身というよりも、最初に図を示していただいているんですけど、今「みささっ子教育ビジョン」というものが新しくなりましたよね。そして今大綱が新しくなろうとしているんですけど、この間言われていた「生き生きプラン21」というのは、いつ制定されたものなのかなというのがお聞きしたくて。この機会にこういう図を描く以上ここも新しくした方がいいのかなと

いうふうな気がしますので、お聞きしたいなと思って。

教育長

私の記憶が正しければ、平成10年に作られたもので、そこから改定がされてないというのが現状です。ですからこのキリに、そこも見直しましょうということで、ことさら生涯学習のプランですので、それを挙げさせてもらった。以前のものには社会教育と言いますか、生涯学習のプランというのが抜けていましたので、それを入れさせてもらったうえで、そうすると大綱との整合性もとれて、事業計画との整合性もとれますので。

教育委員

ずっと昔に、私が教育委員になった頃に資料をいただいたような気がするんですけども。

教育長

今配っている事業計画の後ろの方に、生き活きプランの表紙とかが挟み込んでありますので、年号はいい加減でしたので、ご確認いただければと思います。今年度作ったのは別冊になっておりますかね。ちょっと厚くなったので別冊の中に入っております。資料編の方に。以前は1冊の中に入っていました。

教育委員

でもこれを今年変える感じですか。

教育長

どれくらいかかるかはちょっと。メンバーまで変わってしまいましたから。

教育委員

せつかく「みささ子教育ビジョン」を新しくして、教育の方は大綱の方も見直してやろうというところで、社会教育というのも大切な片輪というか、両輪があってこそ大綱で、それで教育事業計画があると思うので、大変だと思うのですが、ここをぜひやっていただきたいなと思います。

教育長

ありがとうございます。念願です私も。心の中に持っていました、ずいぶん前から。他はどうですか。続けてお気づきの点があったら。

教育委員

12月の議会で、町長が英語のミースプランが大きな事業だというふうにおっしゃられたと思うんですけど、そのミースの報告書を町長の方にお届けした時にも「大きな事業で中心になるので、英語はやってほしい」ということを言われたので、「自分も勉強したいから」ということも言われてましたが、なので4ページの3行目の「ICTを活用した教育の充実や英語での～」と書いてあるところ、もうちょっと英語をやっていたら嬉しいなと、順序を見て思いました。

教育長

熱意の表れが順序に表れるという、そういう意味合いですね。

教育委員

そういう意味合いです。GIGAプランのあれもあるので、それ（ICT）も大切だと思うんですけど、やっぱり何がというところをやると、そっち（英語）を先に出していただいた方がとってもいい感じが私はするので。

教育長

他はどうでしょう。

教育委員

5ページ目の、『みささ教育』の実現に向けた取り組みを推進します」というんですけど、その『みささ教育』の中身というのは示されてないと思うんですけど、どのようなのが『みささ教育』と位置付けているのかがあった方がより分かりやすいのかなと思いました。

教育長

『みささ教育』というのは抽象的で具体的がないので何のことを言っているのかわからないという話ですから、言葉を変えるか、『みささ教育』の定義を別に定めるか、示すかしなければいけないでしょうね。続いて委員さんお願いします。

教育委員

最初に間違いを指摘しておきたいと思いますが、5ページの2番、「ふるさとを学び・愛する『みささ人（びと）』の育成」というところで、「6つの村」と書いてあるけど「5つの村」で、賀茂・高勢は旭ですので。

教育委員

村は5つ？

教育長

5村です。小鹿、三徳、三朝、旭、竹田。

教育委員

大昔はね、明治時代は高勢村というのがあったけど。

教育長 高勢村と、賀茂村と、竹田村が旭村になっております。今の賀茂と高勢が旭村。

教育委員 中学校は旭地区って言いますよね。

教育長 そうです。旭中学だった。

教育委員 それから4ページのところの、上から5行目かな、「また、町民一人ひとり」と書いてあるんですけど、この「また」というのが何となくいるのかなという感じがする。もしするなら「ですから」とかという意味の方が、意味としては通じる感じがする。

事務局 直しながら残ったのかもしれないですね、「また」だけが。

教育委員 消し忘れですね、たぶん。

教育委員 そのくらいです。気の付いたのは。

教育長 いいですか。じゃあ委員お願いします。

教育委員 特に気になったところというのはないんですが、あえて言わせていただくと、これも大元の大元なんですけど、「ふるさと”を輝かせ 心豊かに学び合う“みささ人(びと)の育成”って、輝くのは人であってふるさとが輝くのかなというのがちょっと引かかったので、ここを変えちゃうとまた大きく変わっちゃうのかもしれないんですけど、輝くのは人だろうなどは思うので。特には何もないです。ないけど、あえてっていうことであればそこかなというくらいですね。

教育委員 それは私もちょっと思ったけど。意味としては分かるので、まあこれでいいだろうなど。「輝かせて」というのはもっと盛り上げて、広げてという感じで。

事務局 それが元々の総合計画の方の話になるので。

教育委員 そこだけが唯一引かかったところだったので。

教育委員 でも「盛り上げる」よりは「輝かす」かな。

教育委員 まあ意味は分かりますから。人々が豊かになって、総合的に今度は三朝町が輝いてくるんだよということなんだろうと思います。

教育委員 「一人一人が輝くことによってふるさとを輝くよ」という、そういう人を作ろうということですね。

教育委員 そういうことの理解はしていますので。

教育長 まあ、精神として受け取ってもらえると。では委員お願いします。

教育委員 目は通しましたけれども、特に意見らしい意見はない、というのは、いっぱい絡んできているのがあるじゃないですか、総合計画だとか、読みきれてないから、この10月からだから。まあずっといたから、チラチラ見ているしあるのも知っているけれども、読み込めていないので整合性が合うのか合わないのかとか、そこまで読めてないので。この会で意見を言うだけのものは持ってないので、意見は言いません。ただ読んでいて、いつできるかどうか知りませんが、もうそろそろできるでしょ。あとでどうこう言ってもしょうがないけれども、とりあえずない。「はじめに」のところの字体が違うくらい。平成27年と平成29年と字体が違うなど。

教育長 フォントが違うと。

教育委員 フォントが違うなどと思ったくらいですから。ダーツと読んでみたけど、何ら心に響くものがなかった。

教育委員 字体が違う？

教育委員 ごめん、字体じゃないです、ポイントが違う。全部整合性をとろうと思うと、鳥取県の教育振興基本計画を読まないといけないと思ったら頭が重くなっちゃって。でも近いところから読んでいこうかなと思って。「生き生きプラン21」は家にあって、ちょっと目を通して見たけど、まあ古いかなと思った

し、新しくなった総合計画とか、まだ読みきれてない。読んでまた間に合ったら言います。

教育長

全部読みきったからといって、整合性がとれているかどうかまた検証するというのは手間がかなりありますから、気付いた時点で気付いたものを事務局でためて、それを成文化して文字にしてまた皆さんにその都度改定なり、提案させてもらって、良ければ総合教育会議にかけるといようなことで、少しずつではありますけど、訂正は一読するというで。

教育委員

この間私が質問した9年間という大綱の。でもその時代が変わりつつあったら、その中でも手を入れていくということで、それは変わりなくとらえていいですね。

教育長

はい。大きく変われば9年は無視してさらに改定して、向こう5年の計画にし直しましょうという提案があれば、そこでまた改定手続という作業をさせていただきます。

教育委員

全体を見た感想なんですけど、やっぱり11次計画、総合計画とも整合性があるなというふうに、「みささっ子教育ビジョン」が先にできたんですけど、そことも合っていていいなというか、前と比べてとっても良くできているなと思いました。

教育長

お褒めいただきました。そうしますと、お気づきの点がまた出てくれば事務局の方に届けていただきますでしょうか。ということで、大綱については以上で協議を終わらせていただいて、次に行きたいと思います。

### 三朝町次世代育成・女性活躍推進特定事業主行動計画の策定について

教育長

三朝町次世代育成・女性活躍推進特定事業主行動計画の策定について、お願いします。

事務局

(資料に基づき説明)

教育長

意見の締め切りはいつですか。

事務局

町長部局からは今日すぐにでもという。

事務局

まああの、今月中くらいに。

教育長

そうすると、今言えるお気づきの点があればお聞かせいただくということにしましょうか、とりあえず。

教育委員

これは役場の女性職員のことを言ってる？

教育長

これは職場が、表の方にありますでしょう、三朝町長とかそれぞれの事業所をまとめて三朝町の事業計画というか行動計画にすると。それで連名になってます。それぞれの職場で働く女性の躍進推進をやっていきたいと思いますという計画です。それと併せて次世代の育成ということで「育ボス」とか、ああいうのに関連してくる話です。

教育委員

それぞれの職場というのはここに書いているところに勤めている職員ということですね。町内にある職場とかそういうことではないと。

教育長

そうです。確かその事業所が策定しなきゃいけないものだったと思います。ですので三朝町といったときにこれだけの委員会なり組織があるということになります。

教育委員

なら「三朝町次世代育成・女性活躍推進法」とかあるわけですか。

教育長

あります。

教育委員

それに基づく三朝町事業主の行動計画？

事務局

はい。

教育長

1ページを開いてもらおうと「次世代育成支援対策推進法」、それから「一方」というところから下に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定された。それに基づいてそれぞれ作りなさいという国の法

律に基づく命令というか、そういうことがあって作っていかなくやいけないということで、とりあえず総務課の方が音頭をとって作ったと。これについてご意見があれば教育委員会の意見も網羅するということですが、あまり期間が無いですが、ご意見があったらお寄せください。今時点でわかることはすぐにでも届けたいと思いますけど。

教育委員

今の状況というのがよくわからないんですけど、男性の育休取得とかというのとは。

事務局  
教育長

最後のページです。

男女別の育休取得率、男性ゼロ、女性 100。平成 30 年中の取得率です。7 ページの一番下ですね。育休もそうですけど、介護休暇にも当然波及すると思いますか、考え方は一緒だと思います。働きやすい職場で、介護しやすく、子供を育てやすい環境ということで。

教育委員  
教育長

今はなっていないということですね、男性ゼロということは。

というか、意識改革しないとダメということなんでしょうね、男の人が休んでないということは。育児のために。でも教員の方では結構。新年度 1 名中学校の男の先生が育児休暇を取られますから、そういう意味では教員の方が少しは進んでいるように思います。

教育委員

うちの職場も全く男性はほぼない。育児休暇は無いですね。やっぱり意識もそうですし、体制というか、休んでも誰かが助けてくれるという、だれにも迷惑かけないという体制でないと、なかなか休みづらいですよ。うちの会社でも「やりなさいよ」って言うんですけど、実際現場でそれができないというのは、人がどんどんどんどん減らされていって、じゃあどうしていったらいいのって。見送る方もそうだし、休む方もものすごく遠慮するわけですよ。それをなくさないで、もうそういうルーティンになっていて休んだら次の人が来るから大丈夫だよということにしない限りは、これって進んでいけませんよ、絶対に。

教育委員  
教育委員

そこが一番問題ですよ。

問題なんですよ、そこがね。意識はいくらでもどんどん休んでくださいと思うんだけど、でも休まれちゃうともう回らないよねとなると、進んでいけませんよ。どこもそうですよね、多分。

教育長

教員のことで話をさせてもらおうと、お前のところが悪いみたいな言い方しちゃって申し訳ないですけど、県教委なり中部教育局に何人かそういう方を、指導主事の立場でいいですからいていただいて、丸々 1 にならなくても、0.5 でも応援してくれるくらいな教育体制がとれば少しは休みやすくなるのかなと。ちょっとずつそういうのを作っていかないと変わっていかないとはいいます。

教育委員

そういうことは謳ってないですよ。「取りなさい」というのは書いてあっても、取った時のフォローをしてくれる体制がないとなかなか取れない。意識改革だけじゃどうにもならないですよ。

教育委員  
教育長

僕も介護に行きたいと思ってなかなか行けないとは思いましたね。

ぶっちゃけた話をする、それをフォローする人をどこかで養おうとすると、人件費が上がっちゃうんです。だけど人件費を抑えなさいというのが一方であるから、非常に痛し痒しというか、できないような。ですからこれは意識改革計画になりつつある。現実的にはこれに財政的な措置をして、人員を確保して支える仕組みというのが必要なんだろうけど、そういうふうに言いますか。

教育委員  
事務局

そうしないと絶対進まないでしょ。

計画の 4 ページの 4 番目の項目の(2)に、今言われたようなことが記載さ

れてるのかなと。

教育委員  
教育長

その予算づくりというのは、今年に入っているんですか。

基本的には最初からそういう予定のない予算は組みませんから補正対応でしょう。やるとすると。見込みが立っていればそれなりに、何か月先にはそういう休む人が分かっているから事務局にも休んでらっしゃるじゃないですか。そういうのは分かっているから手立てしてもらえるんですけど、年度途中は補正するしかないし、そのために非常勤の方を雇うというのと、半年くらいすぐ済んでしまう。

教育委員

その辺は覚悟しますと書いてあるけれども、町としての予算をすぐに補正できるような財源はあるんですか。

教育長

予備費というものがあるので、予備費の中で何とかなるんじゃないでしょうか。

教育委員  
教育長

そういうことを(2)に書いてあるというふうに理解していいですか。

予算までは書いてないです。努めるとしか書いてないです。もう一つは、お金だけでなく人手不足というのもあるので。予算の方は比較的クリアしやすいんじゃないでしょうか。人手不足だからお金をある程度つけて予算を、という環境にはあると思います。そちらの方の理解はありますけど、人の方が。

教育委員

町の体制として、町職員がここの部署は足りてないとか、もっと仕事があるのにそれをカバーしきれないような人数だなというところで、例えば育休とか産休とかいうことを取ると、1人が来たからといって慣れない方が臨時で来られるわけでしょう。そうしたらそこはカバーしきれないということになりますよね。そうじゃなくて、こういう手立ては大事だけれども、町として例えば育休と取りやすい体制にするには、まずやっぱり人数を全体的に増やして、とりあえず臨時の人が来なくてもカバーできるよというくらい、1人1人の仕事量にしておけばいいのかなと思うんですけど、何となく人が少ない、頼んでもなかなか切れないなというふうな人員配置になっているという感じがあるので、財政との相談にはなると思いますけど、こういうことを進めるのであれば、町としての意識改革として採用人数を増やすということをした方がいいと思います。

教育長

それが人の確保の面から言ったら全く正解なんです。ところが一方で、交付税措置するときに「おたくの町の職員は規模にしたら多いよ」とか言われると、財政指数がどうのこうの言っても「潤沢なんですな」といって交付税が落ちたりする。よく標準法という学校の規模によって教員の数がある、それを文科省の職員が論文に書いてたんですけど、財務省との折衝で、総数をどうするか、加配をどうするかというこの2つがあって、定数を増やすと加配を減らされて、加配を増やすと定数が減らされるので総量は変わってないという仕組みがずっともう何十年も続いているそうでした、根本的に総人数が増える仕組みというのは、やっぱりお金を持っている人がうんと言わないと雇えないというぼやきのような論文を読みましたが、多分そういう構造がもう一つあってわかりにくいんじゃないでしょうか。イタチごっこといましようかね。そういう側面もあるように思います。

教育委員

その辺がうまくいかないと、こういう計画を立てても、いざ取ろうとしても取りにくいのかなと。育休だけの話になればですよ、この中の。女性の地位がといたらまた違うことになると思うんですけども。

教育長

介護休暇も同じ仕組みなんですよ。

教育委員

もっと極論を言えば、取っちゃうんですよ。人が言っても。もうかなわんぞと。うちの局にしても取らせてますけど、もう回らんよと。それをしちゃ

いけないのかも知れないけど。

教育委員  
教育委員

それで今取らせてどうなってるんですか。

僕が窓口に出ています。それはもうしょうがない。だけどそういう手段をとるか、もう完全に介護のための社員さんだよと限定をして置いておくか。それをしない限りは、要はどれだけ本気でやるつもりがあるのかということところだろうと思います。

教育委員

もう一つ言えば、女性は絶対育休とか産休とか取るじゃないですか。多分ここに出てる課長級とかそういうものの女性が少ない理由というのは、もしかして休むと出世というか上に上がれないというか、そういう仕組みがもしかしてこういうところで表れているのかなというふうに思うんですけど。

教育長

教員だったらてき面じゃないですか。何年研修とかしていったり試験を受けたりして教頭になるんですけど、遅ければそれが遅れますよね。そうするとどうしてもそれは致し方ないところです。

教育委員  
教育長

町はそういうのはあるんですか。

基本的にはないと思います。試験はないですけど研修は受けさせます。課長補佐研修、課長研修。

教育委員

たくさん取らない方が、例えば産休も6か月でさっと出てきた方が出世するとかというのは無いですか。

教育長

そういうのはあるかもしれませんが。あるかもしれませんが、もう一つは、仕事をされるかどうかというのものもあるんじゃないんですか、そこは。そこは難しいところですね。

教育委員

男性とか町がどうかというよりも、女性も働こうとか、もっと上を目指そうとか、女性の意識ももちろん大事だと思うんですよ。仕事をしようとかそういうモードになっている女性がどれくらいいるか。女性も意識を変えないといけないし、男性も意識を変えないといけないのかなという。やっぱりみんなで取り組まないといけないことだけど、産休とか育休が出世に響いているようなら、その辺も根本的に考えていかないといけない。こういう計画があっても難しいなと思いました。

教育長  
教育委員

おっしゃるとおりです。ならその他は。以上でいいでしょうか。

(同意)

7 その他

なし

教育長  
事務局  
教育委員  
教育長  
教委委員

そうしますと、次回の予定ですけど。

次回は4月の22、23あたりで。

すいません、22大丈夫です。23からダメです。

他の方はどうでしょうか。

22は大丈夫です。

それでは22の水曜日13時30分からで。よろしく願いいたします。

8 閉会

午後3時2分